

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月3日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

1 監査対象年度 平成24年度

2 措置の状況

| 団体名 | 監査の結果 | 措置の状況 |
|----------------------|--|--|
| 学校法人倉田学園 | 指導注意事項 財務計算に関する書類に計上されていない収入や支出があった。 | 財務計算に関する書類に計上されていなかった収入や支出については、平成25年度から財務計算書類に計上した。 |
| | 通帳と印鑑を同一人が保管しているものがあった。 | 通帳と印鑑については、それぞれ別の人が保管するようにした。 |
| | 納付金以外の現金の収納について、経理規程と異なる取扱いをしているものがあった。 | 納付金以外の現金の収納については、経理規程に基づき、現金で収納した日ごとに金融機関に入金することとした。 |
| 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金 | 指導注意事項 期末日現在、既に満期になっている定期預金の元金及び利息が普通預金に入金されているにもかかわらず、貸借対照表や財産目録の勘定科目に、元金については定期預金、利息については未収金で計上されていた。また、財務諸表の注記に記載されていないものがあった。 | 今後は、貸借対照表等と残高証明書との整合性を十分に確認する。また、財務諸表の注記に記載していなかった「関連当事者との取引の内容」を平成25年度から記載する。 |
| | 基本財産の運用について、代表理事の決裁を受けていなかった。 | 事務決裁規程では、業務執行理事が代決することができる規定となっている。今後、業務執行理事が代決する場合には、代決処理を行う。 |
| | 会計処理規程に、規定すべき条項（固定資産の価格・減価償却の方法）や、削除すべき条項（予算の繰越）、検討を要する条項（予算書の注記・補助簿<現金出納帳 | 平成26年2月に会計処理規程を改正した。 |

| | | | |
|-----------------|--------|---|---|
| | | や預金出納帳>)があった。 | |
| | | 会計処理規程に規定している預金残高証明書をとっていないものがあった。 | 今後は、預金残高証明書をとることとする。 |
| | | 総勘定元帳の勘定科目と財務諸表の勘定科目の表記が一致していないものがあった。適正な会計事務処理を行うため、職員の会計知識の向上及び内部チェック体制の強化を図る必要がある。 | 会計処理については会計ソフトを導入し、適正に事務処理を行った。また職員の会計知識の向上のための研修を受講するとともに、毎月試算表等により経理状況を確認するなど内部チェック体制の強化を図った。 |
| | | 金融機関のキャッシュカードの使用については、リスク回避を考慮した管理規程を定めるなど、キャッシュカードの適切な管理に努める必要がある。 | リスク回避を考慮した事務取扱要領を定めた。事務取扱要領を遵守し、キャッシュカードの適切な管理に努める。 |
| | | 資金運用指針は平成25年4月1日に策定されているが、本指針策定前に購入した財産で本指針に沿っていないものがあるので、その処分方針等を決定しておく必要がある。 | 資金運用指針策定前に購入した財産で本指針に沿っていないものについては、平成26年4月の理事会の承認及び評議員会の決議を経て、売却した。 |
| 香川県連合青年会 | 指導注意事項 | 報酬、依頼旅費について、支出手続済みの現金を本人へ支払っていないものがあった。 | 現金は直ちに本人へ支払い、資金前渡金の精算を行った。今後、報酬等については口座振替払に改める。 |
| | | 収入印紙について、記載漏れにより受払簿と現物の金額が合致していなかった。 | 記載漏れは監査後直ちに受払簿に記載した。今後は、収入印紙を受け払う都度、受払簿の記載内容と印紙の残枚数に違いがないか、複数の職員で確認するように改めた。 |
| 公益財団法人香川県国際交流協会 | 指導注意事項 | 前回の監査で指導したにもかかわらず、収入調定の時期や現金出納簿の記載方法が一部改善されていなかった。 | 収納した現金の管理は日々行っているが、収入調定については、一部に数日分まとめて行った場合があり、監査後直ちに改善した。また、現金出納簿について、収入日の記載方法を改善した。 |
| 財団法人かわ水と緑 | 指導注意事項 | 駐車券の残枚数と駐車券受払簿の保管枚数が一致せず、保管枚数 | 駐車券受払簿への記載誤りが原因であり、直ちに受払簿を訂正し |

| | | | |
|--|------------|--|--|
| の財団 | | の差引も誤っていた。また、物品 出納命令者が取扱者と同じなのは 適切でない。(緑化事業) | た。また、物品出納命令者と取扱 者を分けて、複数の職員によるチ ェック体制を取るとともに、平成 26年1月からは駐車場利用券の発 行事務要領を作成し、事務処理方 法の明確化を図った。 |
| | | 平成24年度中に受け入れた緑の 募金について、平成25年度の収入 として計上しているものがあつた。 (緑化事業) | 指摘のあつた収入については、 平成25年度決算において処理する。 今後、収入については調定伺台帳 と預金通帳とをその都度照合する などチェック体制を強化して適正 に処理する。 |
| | | 公益法人会計基準に定められて いる計算書類の注記がなかつた。 | 今後、公益法人会計基準に定め られた計算書類の注記を記載する。 |
| 公益財団法 人香川県児 童・青少年 健全育成事 業団 | 指導注意事 項 | 前回の監査で指導したにもかか わらず、郵便切手受払簿について 命令権者印がなく、年度繰越の処 理もしていなかつた。 | 郵便切手受払簿について命令権 者印の押印と年度繰越処理を行い、 適正な管理を徹底する。 |
| | | 証紙、収入印紙の購入及び使用 について受払簿がなく、管理が不 十分であつた。(五色台事業所) | 直ちに受払簿を作成し、収入印 紙等の適正な管理を徹底する。 |
| 公益財団法 人香川県身 体障害者団 体連合会 | 指導注意事 項 | 情報交換会の費用について誤つ て旅費として支給していた。また、 車賃や私有車使用の場合の算定額 や算定基準等が明確でないので、 旅費支給基準の整備をする必要が ある。 | 旅費支給関連規則について、県 の職員に準じたものとなるよう改 正した。なお、支出費目の誤りは 修正した。 |
| | 検討指示事 項 | 公益財団法人のみなし寄附金に ついては、収益事業の所得の100 分の50を超えて損金に算入できる 場合があるので、検討する必要が ある。 | 全額損金として算入し、税務署 等に減額更正請求を行った。 |
| | | 資金の運用について、資金運用 指針に基づき運用されているが、 運用期間が10年を超えているもの があるので、指針の内容を検討す る必要がある。 | 今後、新たに資金を運用する際 には、資金運用指針が定められた 趣旨に適合するよう指針の内容に ついて検討する。 |
| 公益財団法 人香川の ちのリレー | 指導注意事 項 | 講師の旅費に係る所得税につい て、源泉徴収ができていなかつた。 | 過去5年分に遡つて、源泉徴収 不足額を納付した。監査後は、旅 費に係る所得税についても適正に |

| | | | |
|---------------------|--------|---|---|
| 財団 | | | 源泉徴収を行っている。 |
| | | 事務処理規程上、理事長決裁事項になっているものについて、理事長の決裁がないものがあった。 | 理事長の決裁がなかったものについては、監査後直ちに理事長の決裁を得た。 |
| 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター | 検討指示事項 | 平成25年度において、基本財産の一部を普通預金とし、一定期間事業資金として利用していた。このような事態を解消するため、改善策を検討する必要がある。 | 平成25年度の基本財産の利用について、平成26年2月の理事会、評議員会で同意を得た。今後、基本財産の一部を事業資金として利用することのないようにする。 |
| 財団法人香川県生活衛生営業指導センター | 指導注意事項 | 旅費の支出について支給誤りがあるので、返納させる必要がある。 | 直ちに返納の手続きを行い戻入済である。 |
| 香川県中小企業団体中央会 | 指摘事項 | 備品について現物確認をしていないなど、備品の管理がずさんである。また、固定資産台帳もなかった。 | 直ちに全ての備品の確認を行い、現状に合わせた備品台帳を作成した。また、新たに固定資産台帳を作成した。 |
| | 指導注意事項 | 概算払により支出した旅費について、精算ができていないものがあった。 | 概算払により支出した旅費については、帰着後精算するよう様式を見直した。 |
| | 検討指示事項 | 情報誌の郵送料について、平成21年6月に単価契約して以来、毎年自動更新しているが、毎年の更新時には、2者以上から見積書を徴し、契約内容を検討する必要がある。 | 監査後直ちに2者から見積書を徴して、契約を締結し直した。今後は、毎年複数業者から見積書を徴するとともに契約内容を見直すなど、適正に処理する。 |
| わがかがわ観光推進協議会 | 指導注意事項 | イベントに係る出演料の支出について、事前に見積書の徴収、契約書の作成、予定価格の設定をしておらず、事業終了後に執行何を行っていた。 | 今後は、わがかがわ観光推進協議会会計規程及び同規程で例によるとされている香川県会計規則に基づき、適正に処理する。 |
| | | 事務局書記にかかる賃金について、通勤手当相当額を誤って支給している月があった。また、雇用保険料の算定に当たり、通勤手当を対象としていないなどの誤りがあった。なお、出勤日が確認出来ない月があるので、出勤簿の様式を整備する必要がある。 | 今後、週休日に勤務し代休を取得した場合の通勤手当相当額については、代休取得日ではなく勤務した日について支給する。また、雇用保険料の算定に当たっては、通勤手当相当額を含めた額を対象とする。なお、出勤簿については県の様式に準じたものに改めた。 |
| | | 事務局書記について、取扱要領 | 事務局書記の超過勤務に伴う割 |

| | | | |
|-------------------------|--------|--|---|
| | | では香川県臨時職員の例によると規定されているが、割増賃金や振替処理などについて、異なる取扱いをしていた。 | 増賃金や振替処理などについては、香川県臨時職員の例により取り扱うこととした。 |
| | | 会計事務の執行に当たり、執行伺兼支出伺の起案者と審査者が同じであるなど、内部けん制機能が働いていないことから、チェック体制を見直す必要がある。 | 起案者と異なる職員が審査を行うよう改めた。今後は、複数の職員が決裁の都度、確認を行うなどチェックを強化する。 |
| | | 金融機関のキャッシュカードの使用については、リスク回避を考慮した管理規程を定めるなど、キャッシュカードの適切な管理に努める必要がある。 | リスク回避の観点から、キャッシュカードを解約した。 |
| 五栄海陸興業株式会社 | 検討指示事項 | 指定管理費に係る経費について、他の経費と区分して整理し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備する必要がある。 | 今後、指定管理費に係る経費について、他の経費と区分して整理し、必要な記録を整備していく。 |
| 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー | 指摘事項 | 財産目録の普通預金の残高と残高証明書の一部が合致していないものがあつた。帳票の保管ができておらず、また、監事の監査後に修正するなど内部けん制機能が働いていないことから、チェック体制を見直す必要がある。 | 平成26年5月開催の理事会、評議員会で審議に諮り、平成25年度決算において貸借対照表、財産目録等を適正に処理した。帳票は、処務規程に基づき、適正に保存することとした。また、監査後、内部けん制機能を強化するため、複数の職員によるチェック体制に改め、チェック内容の関連書類も適正に保存している。 |
| | 検討指示事項 | 評議員会等の議事録の署名について、定款の記載内容と現行の取扱いを一致させる必要がある。 | 評議員会等の議事録の署名に関する定款の規定を改正した。 |
| 高松シンボルタワー管理協議会 | 検討指示事項 | デックスガレリア等の利用に係る使用料が規則と異なった運用となっていることから、検討する必要がある。 | 監査後、無償利用の許可をする場合は、規則どおり無償となる要件を備えていることを確認した上で許可するように徹底している。また、平成26年5月開催の協議会で規則を改正することとした。 |
| | | 前回の監査で指導したにもかかわらず、特定箇所の一時的承認について規則と異なった取扱い | 特定箇所の一時使用の承認について、規則では、管理者は幹事会の了承を得るものと規定していた |

| | | | |
|-----------------------|--------|--|--|
| | | をしていたので、検討する必要がある。 | が、実態に即して平成26年5月開催の協議会で規則を改正することとした。 |
| 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター | 指導注意事項 | 講師謝礼として支出されていた謝金について、所得税が源泉徴収されていなかった。 | 直ちに徴収漏れとなっていた所得税を徴収の上、納付した。 |
| | | 財産管理台帳や固定資産台帳、減価償却一覧表に登載のないものや、必要事項の記載漏れがあった。 | 直ちに財産管理台帳や固定資産台帳、減価償却一覧表に未登載及び記載漏れとなっていた必要事項を登載及び記載した。 |
| | 検討指示事項 | 基本財産明細帳に平成24年度分の記載がなく、過去の明細帳も個々の基本財産について記載がないので、基本財産明細帳の記載内容について検討する必要がある。 | 基本財産明細帳の見直しを行い、平成24年度分も含め、個々の基本財産について記載した。 |
| | | 謝金支給規程に定めのない相談業務に謝金を支出していたので、規程の内容を検討する必要がある。 | 謝金支給規程の改正を行い、平成26年度から相談業務についても謝金を支給できるよう規定した。 |